

「日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)」と関連法案に反対する声明

私たち日本バプテスト連盟は、昨秋日米両政府によって合意され、今年4月の橋本内閣時の閣議決定を経て、今臨時国会以降に国会決議が予定されている「日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)」、関連法案(「周辺事態法」「自衛隊法改正案」「日米物品役務相互協定改定案」)に反対します。

新ガイドラインと関連三法案は、地域的限定のない「周辺事態」に、「後方支援」と称して自衛隊を派遣することを可能にし、米軍がどこかの国に軍事介入、あるいは干渉する際「中央政府及び地方公共団体が有する能力を適切に活用する」と称して自治体を含む民間人を動員することが目的です。そうなれば補給、輸送、整備、通信、施設、衛生のために日本の港湾、鉄道、病院などが使用され地方公務員なども水や食料補給のために強制的に駆り出される可能性があるのです。

私たちは、以下の理由でこの法案に反対します。

1.歴史的経験から

私たちは過去の戦争において、「大東亜共栄圏」の名のもとにアジアの国々を武力によって侵略するという、大きな過ちを犯しました。このことから、国際的な「共栄」は、武力によっては実現され得ないことを学びました。加害者としての私たちは、同時にそれによって被害者としての苦しみをも味わわなければなりませんでした。つまり、武力に頼るということは、人間性、命、暮らし、財産に関して、相手のみならず、自らをも損なうことでありました。これらの歴史的経験を、私たちは無駄にしてはなりません。

2.平和憲法の立場から

「日本国民は、恒久平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する者であって、平和を愛する諸国民と公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意した」(憲法前文)。「日本国民は正義と秩序を基調とする、国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、また武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」(憲法第9条)。

日本国憲法は、このように「平和主義」の立場を明確に表しました。私たちはこの憲法の平和主義を、今日ますます普遍的意義を發揮すべきものとして推し進めねばなりません。私たち日本バプテスト連盟は、このような立場に立ち、これまで日米安全保障条約に対して反対の意思を表明してきました。新ガイドラインは、この憲法の平和主義に明確に違反するものであります。

3、日米安保体制に反対する立場から

新ガイドラインは、あくまで日米安全保障条約を前提に、それを改悪強化した戦争マニュアルです。私たちは、日本が戦後の米国の世界戦略に対して積極的にその役割を担ってきたことを悔い改めます。よって私たちは、今日このガイドラインにより私たちが戦争に巻き込まれるという危惧のために反対するのではなく、そもそもこの戦後の米国を中心とする軍事体制に我々が荷担してきたことを問題とする故、反対します。日米安保条約に象徴される戦後の「冷戦」構造は、一つとなるべき世界の民衆の心を引き裂いてきました。そして「冷戦後」の今日、富める先進国が発展途上国を搾取するという構造的なやり方が、南北問題として益々固定化されてきました。日米安保条約は、このような一部の大國の「権益」を守るための、核兵器などによる武力支配の道具でした。「安全保障」という名のもとに国内に配備された軍事基地は、沖縄をはじめ地域の住民に多大な苦しみを与え続け、また湾岸戦争などの戦争を支え続けています。この度の「新ガイドライン」（英文では War Manual）は、このような安保体制をすら踏み越えた、さらなる武力支配体制の強化以外のなものではありません。

4、国内政治の戦争体制化に反対する立場から

新ガイドラインと時を同じくして、法案化が進められている「盗聴法」や「スパイ防止法」は、市民の基本的人権を侵す治安立法に他なりません。また、今回の新ガイドラインが国会の承認を無視して閣議決定されたことは、自衛隊の文民統制もないかいしろにするものでした。外に向かっては、軍事力の強化、内に向かっては、警察力の強化をもたらすこの方向性は、かつての治安維持法による戦時体制を復活させるものです。

5、聖書的立場から

主イエスは、「あなたの剣をもとのところにおさめなさい。剣をとる者はみな、剣で滅びる」（マタイ 26 章 52 節）と宣言されました。聖書に基づくなら、支配、征服、武力による勝利は、決して「幸い」に結びつくことがありません。

「このように、いつまでも存続するものは、信仰と希望と愛と、この三つである」（コリント 13 章 13 節）と聖書は証言しています。私たちは愛による支配のみが最後に残るものと信じます。それゆえ、武力による支配とは決別すべきなのです。そのためにも、私たちは、新ガイドラインを拒否し、速やかに核の傘から脱出し、「公道と正義」（アモス 5 章 24 節）と愛に根ざして、全世界の諸国民、アジア・太平洋の諸国民との連帯に生きる道を選び取りたいと思います。